

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第25回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年10月26日（金） 10:30～11:14
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、篠崎 悦子、菅 美千世、
清野 幾久子、高橋 温、多賀谷 一照、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した関係職員等

鈴木 茂樹（郵政行政部長）、佐々木 祐二（郵政行政部企画課長）、
須田 秀晴（検査監理室長）、岡崎 毅（郵便課長）、
川野 真稔（国際企画室長）、藤野 克（貯金保険課長）、
三浦 文敬（信書便事業課長）、
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可並び
に事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

開 会

○田尻分科会長 お待たせしました。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第25回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち8名の先生方がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。また、本日の議題には私企業の経営情報等も含まれておりますため、これを公開いたしますと、当事者または第三者の利益を害するおそれがあるという観点から、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、先日総務省においては人事異動があったと伺っておりますので、異動された方々のご挨拶を、まずお願いいたしたいと存じます。順によろしく。

○鈴木郵政行政部長 9月11日付で郵政行政部長を拝命しました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木企画課長 8月1日付で企画課長を拝命いたしました佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎郵便課長 9月11日付で郵便課長を拝命しました岡崎と申します。よろしくお願いいたします。

○川野国際企画室長 7月17日付で国際企画室長を拝命しました川野と申します。よろしくお願ひします。

○三浦信書便事業課長 8月10日付で信書便事業課長を拝命しました三浦と申します。よろしくお願ひします。

○須田検査監理室長 8月1日付で検査監理室長を拝命いたしました須田と申します。よろしくお願ひいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本日の案件は、諮問事項1件のみでございます。

それでは、諮問第1075号から1077号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」につきまして、総務省からまずご説明をお願いいたします。

○三浦信書便事業課長 それでは、ご説明させていただきます。改めまして、信書便事業課長の三浦でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の諮問の案件でございますけれども、特定信書便事業の許可、それから事業計画の変更等でございます。お手元の資料でございますが、資料25-1とございますのが特定信書便事業の許可、それから事業計画の変更の認可でございます。特定信書便事業の許可はかもめガスネット・サービス株式会社ほか3者の計4者、それから事業計画の変更は有限会社ミトクの1者でございます。

次の資料25-2でございますが、こちらは信書便約款の設定及び変更の認可という

ことで、今、ご説明しました5者のほか、信書便約款を変更する事業者が2者ございます。

それから、資料25-3でございますが、こうした特定信書便事業の許可、事業計画の変更、信書便約款の設定又は変更と同時に信書便管理規程の設定又は変更の申請を行っている事業者と、それからさらに信書便管理規程のみの変更申請を行っている事業者がございまして、それについての諮問というのが資料25-3でございます。

最後に参考1とございまして信書便事業の参入状況、そのほか今週の初めに発行いたしました信書便年報がお手元にあるかと存じます。説明中でも、もし資料の過不足、それから落丁等がございましたら、大変恐縮ですが挙手をして、事務局のほうにお伝え願えればと思います。

それでは、早速ご説明させていただきます。資料25-1でございます。1枚めくっていただきますと諮問書でございます。こちらは特定信書便事業の許可、そこにありますようにかもめガスネット・サービス株式会社ほか3者ということで、計4者からの許可申請、それから新潟県の有限会社ミトクの事業計画の変更の認可申請でございます。

資料をめくっていただきますと、別紙1が出てまいります。こちらで今回の特定信書便事業の許可、それから事業計画の変更の認可、また、一部、信書便約款及び管理規程の変更の認可申請をしてきました事業者についてもご説明させていただきます。

まず、事業の許可申請が出ている業者でございますが、4者ございます。一番最初がかもめガスネット・サービス株式会社、千葉県の業者でございます。貨物運送業が主な事業ということでございまして、親会社はガス事業者でございますが、そのグループ内の本社、支店、営業所等を巡回するというところでございまして、90センチメートル超、又は4キログラム超という大きなものを運ぶ1号役務を千葉県を提供区域として提供されるということでございます。

2番目が丸才奥田商店、東京都江東区の業者でございます。不動産事業者の本社、支店間の巡回ということで、栃木県と東京都を提供区域とする1号役務の提供を行う予定としております。

3番目はJA物流かごしまでございます。貨物運送業として152億円という大きな売上高を上げておられますけれども、こちらも鹿児島県の離島を除く1号役務の提供を行うということでございます。JA関連の会社間等を巡回する役務を見込んでおられます。

それから4番目、沖縄福山通運でございます。こちらは1号役務と、それから付加価値サービスの3号役務、こちらを離島を除く沖縄県で提供されるということで、1号役務については保険会社等から差し出される信書便物の定期集配、それから3号役務については契約書などの信書便物の送達を見込んでおられるということでございます。

次に2ページ目に参りまして、こちらが事業計画の変更の認可申請でございます。新潟県の有限会社ミトクという事業者でございまして、主な事業は貨物運送業をやっておられるわけですが、信書便については既に1、2、3号役務を提供していらっしゃるわけですが、今回は2号役務の提供区域の追加等をされるということでございます。2号役務は信書便物の差し出しから3時間以内の送達という役務ですが、顧客からの需要に応えるため、2号役務の提供区域の拡大等をするものでございます。

いずれの申請者も特定信書便事業の許可又は事業計画の変更に伴って、必要な信書便約款及び信書便管理規程の設定又は変更がございます。概要については後ほどご説明させていただきます。それから参考といたしまして、このほか西武運輸、それから琉球通運航空から、信書便物の送達手段として航空機を追加するという事で、信書便約款と信書便管理規程の変更、それから福山通運から、広島県に本社があるわけですが、信書便管理者の選任方法の変更に伴う信書便管理規程の変更の認可申請がございます。これについても後の資料で引き続きご説明いたします。

それでは、3ページをあけていただきまして、今回特定信書便事業の許可申請をされた業者の見込み収入、利用見込み通数をご説明いたします。かもめガスネット・サービスにつきましては月通ということで、信書便事業の見込み収入として年間万円を見込んでおられます。それから、丸オ奥田商店につきましては通で万円、JA物流かごしまは通で万円、沖縄福山通運は通で万円となっております。

それから4ページ、事業計画の変更の認可申請をされた有限会社ミトクですが、こちらは利用見込み通数が通で、収入として万円を見込まれるということでございます。

5ページに参りまして、事業収支見積もりでございます。こちらは初年度と、それから翌年度ということを書いてございます。かもめガスネット・サービスですが、いずれも万円、万円と収入を計上してございまして、ずっと右へ行きまして、信書便事業の営業利益率が%、それから翌年度%ということになりました。会社全体の当期純利益、こちらは税引き後になりますが、万円、万円ということになってございます。それから丸オ奥田商店、こちら収入、いずれも万円、万円となりまして、信書便事業の営業利益が万円、万円となっております。それから、JA物流かごしまでございます。営業利益万円、翌年度万円となっております。それから沖縄福山通運、こちらが初年度万円、翌年度万円となっております。

注3のところをごらんいただきますと、の場合に要因分析を行うとなっております。今回、丸オ奥田商店さんが初年度、翌年度のということになってございます。この中身を拝見しますと、配達員名、それから配送車台、こちらを信書便事業の専用で使用するという事でございます。信書便事業者は貨物運送業を既に営んでいて、そちらの人員、それからネットワーク、設備等を利用する場合が大変多いのですが、こういうふうに信書便専門の設備、人員を配置すると、結果的にという場合がございます。ただ、ある程度の売り上げを計上しておりまして、初年度から翌年度も順調に売り上げが増えていく見込みということで、見込みですけれども、問題はないと考えてございます。

それから次に参りまして、6ページ、事業計画の変更の認可申請のところでございます。こちらは今回2号役務の提供区域の拡大というのをするわけでございますけれども、信書便事業の営業利益率%、%ということでございます。今回顧客の要望に応じて提供区域を拡大するという事で、問題はないと考えてございます。

それでは次の7ページ、こちらは資金計画でございます。いずれも資金の調達方法と

して、全額自己資金ということで、問題ないと考えてございます。

それから、8ページでございます。引受け及び配達の方法ということでございます。かもめガスネット・サービスについては、1号役務を巡回のみで引き受けまして、配達の方法として、差出人の指図により、対面交付またはメール室への配達を行う予定です。それからほか3者につきましては、郵便受箱への投函も含めるとということで、いずれも差出人の指図によるという条件つきですけれども、このような配達方法を考えているということでございます。

続きまして、9ページでございます。こちらは有限会社ミトクの事業計画の変更の内容でございます。引受けの方法として、1号役務、3号役務について、今回巡回を追加するというところでございます。それから配達の方法として、メール室への配達を追加するというところでございます。

それから、10ページでございますけれども、有限会社ミトクの事業計画の変更の認可申請、先ほど来申し上げています2号役務の提供区域の拡大ということでございます。これまで、合併前の村上市の一部を提供区域としておりましたが、同市は平成20年4月1日に近隣の市町村と合併しております。今回、一部提供区域としない地域もございりますが、基本的にこれまでの提供区域を含む合併後の村上市、また近隣の関川村と胎内市を新たな提供区域とするということでございます。信書便物が差し出された時から3時間以内に送達する役務でございますけれども、今回申請書上は、引受け時間を含めて合計145分、私どものATIS（交通情報サービスのシステム）でチェックしても合計163分ということで、いずれも3時間の条件を満たしているということでございます。

あとは基本的な参考資料になります。

以上が、今回の特定信書便事業の許可申請、それから事業計画の変更の認可申請の概要でございます。

これをもとに、許可申請と変更申請について事務局で審査させていただいたのが別紙2-1と、別紙2-2でございます。いずれも事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること、事業の遂行上適切な計画を有するものであること、それから事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること、その他欠格事由に該当しないこと、これについて審査したものでございます。特定信書便事業の許可申請については、いずれも基準に適合するものと判断してございます。

それから別紙2-2、こちらは有限会社ミトクの事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要でございます。2の事業の遂行上適切な計画を有するものであることのうち、真ん中の欄に3時間審査というのがございまして、3時間以内に送達可能であることが実測とATISで立証しているということで、これについても基準に適合する、認めるというものでございます。

続きまして、資料25-2でございます。こちらは信書便約款の設定及び変更の認可ということでございまして、ただいまご説明しました特定信書便事業の許可に係る4者、それから変更認可に係る有限会社ミトクのほか、信書便約款の変更申請をされている業者がほかに2者ございます。これについては表紙を3枚ほどめくっていただきまして、そこに別紙1のIIとして、信書便約款の変更の認可申請という大きな縦の表が出てくる

かと存じます。この表に変更の内容を整理してございます。事業計画を変更しましたので、ミトクについても約款の変更ということで、役務の名称、内容の変更、それから送り状の記載内容の変更、それから郵便受箱への投函等について約款の変更がございまして、それから西武運輸と琉球通運航空については、今回航空機を利用するというので、その旨の約款の変更がございまして。

これらについて適否を審査いたしましたのが別紙2-1及び別紙2-2でございまして。これら変更認可に係る3者と、先ほど來說明してあります特定信書便事業の許可に係る4者をそれぞれ審査いたしました結果、基準に適合すると認めるものでございまして。

それから、続きまして資料25-3に参りますが、こちらは信書便管理規程についてでございます。特定信書便事業の許可申請をされている4者、それから事業計画等の変更の申請をされている3者からの設定又は変更の認可申請がございまして。そのほか福山通運でございまして、こちらは信書便管理者、信書便の秘密を守る適切な管理をするための管理者を選任するわけですが、その選任の方法等について変更を行いたいということで申請がございました。

これら計8者のうち、信書便管理規程の設定の認可申請について審査いたしましたのが別紙2-1、管理者の選任、それから秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置等について審査したところ、基準に適合するというものでございまして。

それから、信書便管理規程の変更の認可申請について審査したのが別紙2-2でございまして。これも同様の項目について審査したところ、基準に適合するというものでございまして。

諮問事項については以上でございまして。

最後に参考1として、信書便事業の参入状況ということで、今回お認めいただきますと、参入事業者数が4者増えるということで、特定信書便事業者数が386者になります。新規に入った事業者については、次のページ以降、表がついてございまして、これが信書便事業者の一覧表ということになるわけですが、新規の事業者については赤、それから今回、変更等した会社については青ということで表示させていただいてございまして。

それから、最後に今週の初めに「信書便年報」というものが発行されてございまして。実は前回、前々回の審議会において、市場がどのくらい成長しているのかというご質問があったように伺っております。それについてようやくデータがまとまりましたので、こちらでご説明させていただきます。

18ページに信書便事業の現況ということで、データ面を出していただいております。平成23年度末ということで、事業者数374者という表示になってございまして。こちらは順調に増えてきているかなという感じでございまして、次の21ページをごらんいただきますと、引き受け通数の推移でございまして、23年度ですと833万通ということでございまして、20年度と比べると約2倍ということで、かなり成長してきていると考えられます。

また、次の22ページでございまして、売上高でございまして。こちらは23年度91億円に達したということでございまして。これは21年度が43億円ですので、2年間で約2倍ということでございまして。私どももいろいろな形で普及・広報に微力ながら

努めているところでございますけれども、むしろ信書便を使うということで、かなり地方公共団体等がコンプライアンス意識を高めてきたということ、それから信書便の利用は顧客から見て経費の節減になるという期待を受けているかに思います。かなり成長カーブが、ここへ来てまたきつくなっているという状況でございます。

以上でございます。また信書便年報のいろいろなところをごらんいただいて、ご意見があれば、いろいろご指導いただきたいと存じます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、遠慮なくご発言いただければと存じます。どうぞ。

○永峰委員 よろしいですか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○永峰委員 1点教えていただきたいのです。[]、申請者の[]番目にありますが、利用見込み通数が[]通で、単価が[]円。この業者だけものすごく[]が挙がっています。どういうものを運ぶのでしょうか。ここの信書便の[]を見て[]いて、[]ということですので、この単価に見合うような何か特別なものを運ぶ事業を考えているのかどうか。教えていただければと思います。

○信書便事業課 []ですが、既に既存顧客の貨物を取り扱っております。その貨物に信書を同封して信書便物として取扱い、[]と[]にある事務所の間を巡回するというを考えております。また、既に相手方の企業とこの金額で契約が予定されているという内容で、申請が上がってきているものでございます。

○永峰委員 了解しました。

○田尻分科会長 ほかに何かございますか。

○樋口委員 見るところ、今回初めて[]が入ってきているのですが、利益率を見ますと非常に高い[]という、その一方で[]という、ネットワーク産業の一番恐れているおいしいところ取りの典型的な参入であろうかと思いますが、これは、[]がこういうことをなさいますと、日本郵政は非常に窮屈になるのではないかという心配をしています。

○田尻分科会長 はい。ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見がございませんようでしたら、諮問第1075号から1077号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。この際、委員の皆様から何かご発言ございましたらお伺いしたいと存じますが、どうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○川野国際企画室長 会長、1点お願いいたします。お手元に万国郵便連合（UPU）

ドーハ大会議の結果という資料を置かせていただいております。この会議は国際郵便を実現している万国郵便連合の4年に1度の大会議でありまして、これがカタールのドーハで9月から先週まで開かれて、私ども参加してまいりましたので、簡単にご報告させていただければと存じます。

1枚おめくりいただきまして、まず万国郵便連合の概要でございます。この連合は郵便をどこの国にも届けることができるようにということを目的として、19世紀から設置されている古い機関でございます。1874年に設立されて、1947年から国連の専門機関という形で位置づけられてございます。

加盟国は192の国・地域でございます。ちょっと小話で恐縮ですが、スイスのベルンに本部がございまして、こちらにUPUのモニュメントがございまして。この写真にありますとおり、地球の周りを5人の女性がお互いに手紙を渡すようなモニュメントになっていますけれども、実はこのうちの1人が日本人の女性になってございます。着物を着ているということでございます。

加盟国のところに戻っていただきまして、このUPUに関しましては普通の国連の専門機関と違いまして、実務上郵便を届ける事業者がいないと実務が回らないということで、各国は政府に加えまして、実際にその事業を担当する事業者を指定するというようになっております。昔は郵政省が政府兼事業者であったわけでございますけれども、現在は我々総務省が日本郵便会社を指定して、総務省と郵便会社が一緒にこの会議に参加しているという状況でございます。

3の「連合の主な組織」というところをご確認ください。下の2ページとあわせてごらんいただければと思います。大会議というものが4年に1度開催されまして、こちらが最高意思決定機関ということで、条約改正等の意思決定を行うものでございます。その下に2つの理事会がございまして。郵便管理理事会（CA）というものと、業務理事会（POC）という理事会がございまして。こちらが大会議の間の4年間の毎年の具体的な主要事項を決めているということございまして、管理理事会は主に規制、組織あるいは戦略、予算等を検討する理事会、また郵便業務理事会は具体的な国際郵便の実務にかかわるルールを検討する理事会でございます。それぞれ毎年1回開催されているというものでございます。これとは別に、右下にございましており国際事務局、これは常駐の事務局がスイスのベルンにあるということでございます。

1ページ目の4のところでございますけれども、日本は1957年以降、継続して郵便業務理事会の理事国として、業務のルール設定に貢献をしております。1969年には東京で第16回の大会議を開催しておりまして、このときは当時の天皇后陛下にもご臨席をいただいたとうかがっております。また、日本は分担金を最大単位で負担している4カ国の一角ということでございます。また、近年は日本といたしましては、郵便事業者にとっての新たな共通する課題、具体的には環境に関する問題について貢献をしてきたところでございまして、また来年から、実は震災の経験を踏まえた郵便事業者としての対策というものについても貢献をしたいということで、今回の大会議でこれを提案してきたというものでございます。

2ページ目は先ほど申し上げたとおりですが、今回、この大会議に合わせまして、この両理事会の理事国、それぞれ41カ国、40カ国でございますけれども、これの選挙が

行われました。日本はいずれも立候補をいたしまして、いずれもおかげさまで当選をしたということでございます。今回、実はこれに合わせまして、日本として初めてですが、POC、この郵便業務理事会の一理事国としての立場を超えまして、この理事会の議長国としても立候補をさせていただきました。結果として、日本が初めてこのPOCの理事会の議長国として選出されたということでございます。

3ページ目が、大会議での主な日程でございます。開催地はカタール国のドーハでございます。3週間の期間中、3にございますとおり、各国2,200名にのぼる代表団が出席したというものでございます。

主要議題といたしまして、UPUの財政、あるいは機構改革、また連合の文書の見直し、これは条約の改正等の内容でございます。また各国が提出する個別の議案というところで、ここで日本といたしましては災害に対する対策ということに関する研究の勧告案を提出いたしました。また(4)で、後ほど説明させていただきますけれども、UPUあるいは加盟各国が今後4年間どういった方向性で進んでいくかという戦略、これをドーハ郵便戦略と銘打っておりますが、こちらが決定されております。それと(5)で、先ほど申しました理事国の選挙、それとあわせまして事務局長、次長、これは日本は立候補しておりませんけれども、局長、次長の選挙も行われたというものでございます。

日程がございしますが、最初の2週間は実質的な議論を行う委員会が2週間ほど行われて、10月7日の週から、ここにございますとおり、各国の閣僚も招いたパネルセッションが開かれ、ある意味で一部選挙対策、選挙期間という感じになるんですけども、10月10日に選挙が行われたということでございます。

4ページ目に移りまして、閣僚級会合の様相についてご報告をいたします。日本からは総務大臣政務官の森田政務官にご参加をいただいております。192カ国が参加する会合ということで、あまり日本に閉じた議論というよりは、できるだけわかりやすい内容をということで、4年に1度ということもございますので、最近の日本のトピックとしてこの3点、ご発言をいただいております。

まず1点目は、東日本大震災からまだ2年、初めての大会議ということで、実際に被災地において郵便がどういう役割を果たしたかというところをご紹介いただいております。これに関しては、発言だけではなかなか訴求力もないので、ビデオを作成いたしまして、実際に日本郵政の郵便会社の方々が避難所に足を運んで、ふだんから顔見知りの方々に直接手紙・はがきであったり小包を届けていると。あるいは実際に流された郵便車あるいは郵便ポストを回収して、そこから郵便物を取り出してまた改めて配ったというような日本郵便会社の努力を、そういう意味ではビデオにいたしまして、紹介をいたしました。これに関しては本当に各国の代表団も食い入るように見えて、最後にビデオが終わったときには拍手も会場から出たというような状況でございました。

また2点目ですが、今年郵政民営化法の見直しと与野党の協議のもと、成立したということでございますので、その内容についてもご紹介をさし上げたということでございます。

また3点目といたしまして、大きな社会変化の中での議論ということでございましたので、特に日本が抱えている高齢化という課題の中で、郵便局ネットワークにやはり公的な機能を期待するというようなことのご発言も頂いたというところでございます。

赤い矢印がございますけれども、これは日本としてこういう発言をいたしましたけれども、世界の郵便セクターとしても、やはり同じような課題を抱えてございます。1つには、ここがございますネットの普及というのがございまして、昔、いわゆるはがきあるいは手紙でやり取りをしていた内容というのは、やはり電子メールですとかSNSといったものに大きく移り変わっているという状況で、世界的に見てもいわゆる手紙・はがきの取扱量というのは減少してございます。これは日本だけではございまして、世界レベルにおいても毎年3%ぐらいの割合で減ってきているというものでございます。

他方でインターネットの普及は、郵便セクターに負の面だけでもございまして、電子商取引が普及しますと、今まで人が歩いて買い物に行っていた方々が、要は小包なりで品物を取り寄せるようになるということで、小包、いわゆるスモールパッケージの扱い量というのは世界的にも四、五%の割合で増えているということでございましたので、郵便セクターとしてやはりそういう環境の変化に対応していくということが1つ。

また世界全体として、やはり社会的な課題、あるいは経済での課題ということも捉えて、こちらにございますとおり、社会的あるいは金融的包摂、英語ではソーシャル・インクルージョン、あるいはファイナンシャル・インクルージョンという言葉で表現されておりますけれども、そういうことを果たしていくべきという方向が示されております。

具体的には、例えば移民の方々が、例えばアフリカからヨーロッパに出稼ぎに行っても、そこで稼いだ給料を親元のアフリカに送金しようとしても、やはり市中の普通の民間銀行ですと、送金手数料がやはり数千円といった単位でかかると。給料の半分ぐらいが結局送金手数料になるというようなこともあって、なかなかそういう社会の底辺にいらっしゃるような方々の苦労というのを解決していくというときに、やはりこの郵便局のネットワークというのを最大限に活用していくべきではないかと。例えば簡易な送金業務といったところで役割を果たしていくべきではないかというような方向性が示されてございます。

具体的に、そちらの計画の全体像が5ページに書いてございます。もともとは国際郵便の会議でございまして、目標1にありますとおり、国際郵便のネットワークの改善、サービスの品質・信頼性といったものが掲げられております。また計画1.2にございますけれども、最近小包を使って爆発物を送りつけてテロをたくらむということもありますので、その郵便の安全の確保といった部分も話題にはなっております。

そうした本来の国際郵便のネットワークの改善といった目標に加えまして、この目標2にございます計画2.2にございますけれども、ユニバーサルサービスの提供能力というものをやはり強化していくということを議論していく必要があるのではないかと。また目標3の計画3.4にございますとおり、先ほども申しましたように郵便ネットワークを活用して、送金・決済等の金融サービスを充実させていくといった内容。あとまた目標4の計画4.3にございます、先ほど言いました社会的・金融的包摂の増進。また計画4.4は日本が提案した環境問題、災害対策といった大きな地球環境の変化に対応する対策といったようなことが、全体としてまとめられてございます。

戻っていただきまして4ページ、それがドーハ郵便戦略の概要でございまして、最後4ページの2、ポツのところ、先ほど申しましたように各種選挙、こちらは日本は両理事会の理事国の選挙に当選するということに加えまして、POCについては議長として

初めて当選したということでございます。また事務局長と次長の選挙もあわせて行われまして、それぞれ局長はケニアの候補、次長にはスイスの候補が当選したということでございます。

これは審議というものではございませんけれども、ご報告まで、情報提供させていただきました。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○樋口委員 すみません。改めまして。

この8月、9月に、大学の派遣でイギリスのオックスフォードとニュージーランドのオークランドに、それぞれの大学で研究する機会がございまして、そのついでに郵便局の業務内容と地域の信頼に関しましてちょっとヒアリングしたんですが、先ほどのソーシャル・インクルージョン及びファイナンシャル・インクルージョンという、あれはやはり、我々、この郵便改革のモデル国2つでありますので、勉強されたらよろしいかなと思うんですね。

特にニュージーランドのオークランドですけれども、人口が40万人ぐらいの都市でしょうか。ニュージーランドで一番大きい町なんですが、その郵便局にお伺いしましたら、窓口わずか3人で非常に効率的にやっているなという感じがいたしました。ただ、ちょっとやはり金融の問題がこれからという話がありますが、相当信頼度が高いという印象を受けまして、大学に聞きますと、サービスが悪くなったけれども、やはりいよいよ何かあるとやはり郵便局だよ。特に為替の問題も含めて信頼度が高いものですから、我々のこの改革の先は、やはりニュージーランドとかイギリスのモデルを参考にしながら、落ちつくべきところを探すべきだという感じがいたしました。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございます。

閉 会